

# トピック入

第5号

平成二十一年度

## 通常総代会開催

安来市商工会通常総代会が五月二十三日、広瀬の安来市商工会館で、市長代理安来市産業振興部田中部長、安来市議会深田議長はじめ多数の来賓の皆さんをお迎えし開催されました。

総代会には総代六十六名（委任状出席三十二名）が出席、最初に吉田会長より「地元商業に活気を取り戻し地域経済、また安来市の発展に繋げるために役職員一人ひとりが主体的に、積極的に知恵を出し合い会員ニーズに的確に対応できる商工会を目指し、組織強化を図る決意である」とあいさつがありました。続いて、議長に伯太支部の渡邊太郎氏を選出し議事に入りました。

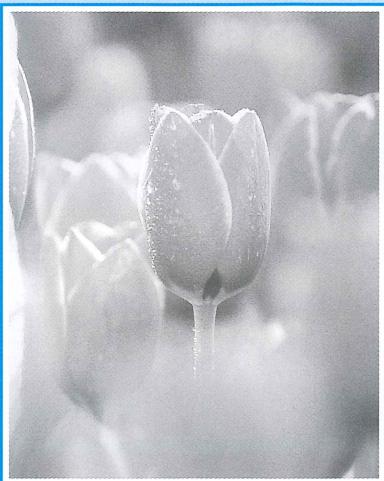
最初に平成十九年度事業報告、決算を承認した後、平成二十一年度事業計画、予算について審議され、何れも承認されました。

また役員の辞任承認と欠員に伴う補充選任については、赤屋地区の秦康文氏、母里地区の角田勇一氏が新しい役員に選任されました。

### 特選

「早朝の一輪」

山田洋司さん（境港市）



#### 〈作品評〉

水滴、花びらの皮ふ感がやわらかく表現しており、上手に光を考えて撮ってあります。もう少し上から葉を写すと、チューリップの花とかたい葉の特徴が出せるでしょう。

2008伯太チューリップ祭り  
フォトコンテスト

入選者決まる 応募作品83点

### 伯太町観光物産協会賞

「笑顔」

福田一寿さん（安来市）

### エンドー賞

「未来へ」

田中真由美さん（安来市）

### 商工会青年部賞

「愛犬と私」

真砂昇平さん（西伯郡）

### 入選

「花売り」

森山善弘さん（松江市）

「幸福のひとコマ」 米田直之さん（安来市）

「チューリップの里」

チューリップの里（安来市）

「花つむ少女」

岩田光代さん（安来市）

「チューリップのかおり」

吉川周治さん（仁多郡）

「まつりの日」

鶴嶋里子さん（松江市）

# 経営改善アドバイザー派遣事業

経営内容が悪化している中小企業等や経営革新・新分野進出を検討している建設業で、財務管理、生産管理、マーケティングなど経営の改善や新分野進出等に関する専門的アドバイスを必要としている企業を対象に、専門家を派遣します。

## ◇対象

中小企業、組合、任意グループで、直近の決算書で以下の要件のいずれかを満たす方

- (1) 前年対比で売上高及び経常利益が減少、又は2期連続欠損
- (2) 債務超過
- (3) 長・短期を合せた借入金が、年商の1／2以上

※ただし、経営革新、新分野進出を検討している建設業については、特に経営状況による制限を設けない。

## ◇派遣内容

### (1) 費用負担

アドバイザー派遣に必要な謝金・旅費は、全額を実施機関で負担いたします。なお、旅費については、実施機関の規定により算出いたします。

### (2) 派遣回数

1社3回までです。

### (3) アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーについては、申込の際ご指名ください。なお、アドバイザーに知見のない場合は、ご相談ください。

## ◇募集期間

平成20年4月2日(月)から

※申し込みが予算額を超えた場合には、受付を見送る場合があります。

等に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

TEL:0854-32-2155 FAX:0854-32-2396

# 専門家派遣 (エキスパートバンク) 事業

あなたの経営をサポート！  
エキスパートバンク専門家の  
アドバイスを受けてみませんか？

島根県商工会連合会

## エキスパートバンクとは？

エキスパートバンクは、様々な問題に直面する小規模事業者の皆さんの経営・技術力強化を支援する制度です！

小規模事業者の皆さんからのご要望に応じて、島根県商工会連合会に登録されたエキスパート（専門家）を直接事業所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てて頂くものです。

この制度は、工業関係の事業所を中心に技術・技能を援助するものとして、昭和60年にスタートしました。平成5年より、全業種の経営・技術・技能などの問題に対し、広く援助することとなりました。

## お気軽にご利用下さい！

### 1. 費用は無料です。

エキスパートにかかる謝金は当バンクが負担を致します。

### 2. 県内の小規模事業者が対象です。

商業・サービス業では常用の従業員が5名以下の企業、  
その他の事業は常用の従業員が20名以下の企業が対象。

### 3. 専門家を直接派遣し相談に応じます。

企業秘密は厳守します！

## 利用のシステム

このような流れとなっています。



申し込み及び内

安来市商工会

# 最低賃金法が

## 変わります

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

### 地域別最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

### 地域別最低賃金の不払の場合の罰金の 上限額が引き上げられます

地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。

### 産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/>  
お問い合わせ先 島根労働局労働基準部賃金室  
TEL (0852) 31-1158

### 《人権・同和問題研修会のご案内》

## 「ふるさとに生まれ ふるさとに生きる」

◆とき 8月18日(月) 13:20~15:30  
◆ところ 島根県東部職業訓練センター

◆講師 鳥取市立末恒小学校教諭  
橋本智洋さん

主催／安来市人権・同和教育推進協議会(企業部会)

入場無料



同和地区出身の実体験を語りながら、郷里、家族への思いを込めたギターの弾き語りが反響を呼び、差別をなくすと2000年に始めた講演活動は100回を超える。

人権・同和教育の推進に努め、人権が尊重された明るい職場を築きましょう。会員の皆さん方の積極的な参加をお待ちしています。

ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に、地域別最低賃金に満たない賃金しか払われない場合は、最低賃金法違反（罰金の上限額50万円）となります。

## 適用除外規定が見直されます

障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。これまで適用除外の許可を受けている場合は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経過措置期間中に減額特例の許可を申請してください。

## 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。



## 広島国税局不正ガソリン110番



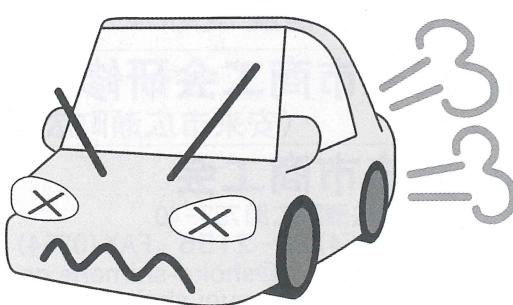
フリーダイヤル

**0120-283-110**

不正ガソリンとは、正規のガソリンにガソリン以外のもの（灯油など）を混ぜたもので、車に悪影響があるばかりでなく、揮発油税の脱税行為になるおそれがあります。

### こんなときには不正ガソリン110番!!

- ガソリンの給油時に変なニオイがした
- ガソリンを給油後、車の調子がおかしい…
  - ・エンジンがかかりにくくなった
  - ・排気ガスの色やニオイがおかしい
  - ・ノックングするようになった
  - ・加速性、馬力、燃費が悪くなった
- ガソリンに何かを混ぜて販売している



広島国税局 課税第二部 消費税課

踏み出すのは今しかない!  
あなたの未来は、  
あなたが切り開く!

めまぐるしく経済構造が変化していく中で、  
従来のままの取り組みでは、  
生き残ることが難しくなっています。  
こんな時代だからこそ、経営革新による  
新たな事業展開を視野に入れる必要があります。  
この経営革新塾では、新事業展開の経営戦略から  
具体的な経営計画まで作成することが出来ます。

ビジネスのピントはすぐそこに。

何かを変えなければ、衰退の一途をたどり、  
環境に対応出来なければ、淘汰される…。  
行動することで、何かが変わるはず!  
今、未来への一歩を踏み出しましょう!

5日間の  
短期集中  
セミナー

# 経営革新塾

定員  
15名

(開催期間 8/27~9/24)

受講料

5,000円(全5回分) 時に徴収いたします。

定員

15名程度(定員になり次第締め切ります)

場所

安来市商工会研修室

(安来市広瀬町広瀬753-40)

お申込み  
お問合せ

安来市商工会

安来市広瀬町広瀬753-40

TEL (0854) 32-2155 FAX (0854) 32-2396

E-mail: [yasugi@shoko-shimane.or.jp](mailto:yasugi@shoko-shimane.or.jp)

URL <http://yasugi.shoko-shimane.or.jp/>

主催/安来市商工会・全国商工会連合会

対象

現に事業を営んでいるチャレンジ意欲のある二代目、若手後継者及び飛躍へのステップを踏み出す経営者など

